

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
1	地元競技団体等	1	1	(1)	⑤	ア	(ア)		「地元競技団体等と連携し」とありますが、具体的にどのような団体との連携を想定されておられますでしょうか。	水泳では(一社)兵庫県水泳連盟、神戸市水泳協会、兵庫県・神戸市高等学校体育連盟、兵庫県・神戸市中学校体育連盟、神戸市障害者スポーツ協会等、スケートでは兵庫県スケート連盟、神戸市スケート協会等を想定しています。 また、必要に応じて中央競技団体(日本水泳連盟、日本スケート連盟)とも連携することを想定しています。
2	備えるべき機能	1	2	(1)	⑤	イ	(ア)		【プール】全国級の公式大会も開催可能な施設とする。「国内一般・A A」想定と記載がありますが、要求水準書では国際級の大会を想定と記載されていますが、競泳においても、どちらも開催できる公認プールでしょうか。	プールは、全国級の大会が開催可能な施設とし、競泳競技は、日本水泳連盟 公認プール施設要領の「国内一般プール・AA」に対応した施設とします。 国際級の大会は、主にスケート競技を想定しています。
3	本施設	3	1	(1)	⑦				トレーニング室をどのようにに活用するか想定がございましたら目的・規模等をご教示ください。	主に健康増進や水泳・スケート競技者のトレーニング目的での利用を想定しています。 規模等については、指定はございません。
4	事業期間(予定)	3	1	(1)	⑨				供用開始日を早める提案は評価対象となりますでしょうか。	提案内容の評価方法(落札者決定基準)については、入札公告時にお示しします。
5	事業期間	3	1	(1)	⑨				施設の早期供用開始の提案は、加点要素という理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答をご参照ください。
6	事業期間	3	1	(1)	⑨				本施設の設計・建設期間は、事業契約締結日からとありますが、落札者決定後事業契約締結までの間、落札者が自主的に設計行為を行うことは可能であり、協議に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	設計行為は事業契約締結後に着手してください。
7	設計・建設期間	3	1	(1)	⑨				本施設の設計期間・建設期間は、事業契約締結から令和9年12月31日までに引渡しを行うことを前提として、期間内で自由に設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	開業準備期間	3	1	(1)	⑨				「開業準備期間は事業者の提案による」とありますが、施設引渡し以降ではなく、施設引渡し前から開業準備を行う提案をすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	供用開始日	3	1	(1)	⑨				本施設の供用開始日は、「令和10年1月上旬までとする。」とありますが、上旬とは、1月何日までが条件となるか、具体的期限の日をご教示ください。	令和10年1月10日までとします。
10	本施設の供用開始日	3	1	(1)	⑨				本施設の供用開始日は、令和10年1月上旬までであれば、例えば令和9年12月等、自由に設定してよろしいでしょうか。	供用開始日は事業者の提案を踏まえ、事業者決定後に市と事業者の協議により決定します。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
11	事業期間	3	1	(1)	⑨				仮に建設業務期間を早期に完了させた場合でも、運営・維持管理業務期間は令和24年3月31日までという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	事業期間	3	1	(1)	⑨				プールかスケートどちらから供用開始するかは事業者の提案によるのでしょうか。	スケートから供用開始することを想定しております。
13	事業期間	3	1	(1)	⑨				プール/スケートの転換の時期やその期間については、事業者の提案によるのでしょうか。また、転換時期の短縮は評価上の加点項目なのでしょうか。	プール/スケートの転換の時期については、別紙11「供用日・供用時間の考え方」に記載のとおり、大会スケジュール等を踏まえ、現施設に準拠することとしています。提案内容の評価方法(落札者決定基準)については、入札公告時にお示しします。
14	設計業務	3	1	(1)	⑩	ア	(ア)		事前調査業務及びその関連業務について、想定される具体的な業務内容をご教授ください。	要求水準書(案)「第2 4 (2) ① 事前調査及びその関連業務」をご参照ください。
15	各種申請・許認可取得	3	1	(1)	⑩	ア	(ア)		設計業務で必要となる各種申請・許認可取得として想定されるものをご教授ください。	要求水準書(案)「第2 4 (2) ③ 各種申請・許認可取得に関する業務」をご参照ください。
16	国庫補助金	3	1	(1)	⑩	ア	(ア)		国庫補助金として本件に活用を予定されているものがあれば、ご教授ください。	デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府)、学校施設環境改善交付金(スポーツ庁)、日本スポーツ振興くじ助成(日本スポーツ振興センター)の活用を予定しています。
17	開業準備段階 プール公認取得申請業務	4	1	(1)	⑩	イ			P24「許認可の遅延等」において、PFI事業者及び民間収益事業者の責めによらない許認可取得の遅延に関するリスクは市となっておりますが、「プール公認取得申請業務」において、PFI 事業者の責でない要因で遅延が発生(例えば制度変更、公認団体の責めによる申請許可の遅延等)した場合、リスク負担について市とPFI 業者との協議という理解でよろしいでしょうか。	許認可取得の遅延により生じたリスクのうち、事業者の責めによらないものは市が負担します。
18	運営・維持管理段階	4	1	(1)	⑩	ウ	(ア)		プール監視業務の監視員は資格等は必要でしょうか。	法令等により資格を必要とする業務については、有資格者を配置してください。
19	運営・維持管理段階	4	1	(1)	⑩	ウ	(ア)		水質検査は、プールオープン期間、毎月実施でいいでしょうか。	「遊泳用プールの衛生基準について」及び「プールの安全標準指針」に基づき適切な検査を実施してください。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
20	市のサービス購入料	4	1	(1)	⑪	ア			事業者の開業費用や資金調達に係る諸費用を含め、SPCを管理するのに必要な諸費用もサービス購入料に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	事業者の収入	4	1	(1)	⑪	イ	(イ)		自由提案事業は、企業者の任意提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	設計・建設の対価	5	1	(1)	⑪	ア	(ア)		「事業契約においてあらかじめ定める額を一括払い及び割賦払いにより事業者を支払う」とありますが、一括払いと割賦払いの現状想定の場合をご教示ください。また、一括払いは、年度毎の出来高払いになるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示します。
23	設計・建設の対価	5	1	(1)	⑪	ア	(ア)		割賦払いの算定に係る割賦金利計算の開始日は、施設引渡し日との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示します。
24	設計・建設の対価	5	1	(1)	⑪	ア	(ア)		設計・建設の対価は、一括払い及び割賦払いにより支払うとございますが、割賦払いの割合や計算方法等、考え方も結構ですので、ご教授ください。	入札公告時にお示します。
25	事業者の収入	5	1	(1)	⑪	ア	(ア)		本施設の設計・建設の対価には、設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、②資金調達に係る費用(アレンジメント費用、エージェント費用等)及び③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示します。
26	開業準備の対価	5	1	(1)	⑪	ア	(イ)		開業準備の対価には、施設引渡し以降の開業準備期間中の水光熱費が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示します。
27	事業者の収入	5	1	(1)	⑪	ア	(イ)		本施設の開業準備の対価には、開業準備期間中に発生する①資金調達に係る費用(エージェント費用)及び②SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示します。
28	事業者の収入	5	1	(1)	⑪	ア	(ウ)		本施設の運営・維持管理の対価には、運営・維持管理期間中に発生する①資金調達に係る費用(エージェント費用)及び②SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示します。
29	運営・維持管理の対価	5	1	(1)	⑪	ア	(ウ)		運営・維持管理の対価には修繕、更新費が含まれますので、設備更新を行った年度は対価が増額となります。対価は年度により変動しても構わないでしょうか？もしくは毎年定額の支払いとなりますでしょうか？	維持管理・運営業務に係る対価のうち、修繕更新業務の対価については、年度により変動する提案を認めることを検討しています。詳細は入札公告時にお示します。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
30	運営・維持管理の対価	5	1	(1)	⑪	ア	(ウ)	(エ)	維持管理の対価ならびに光熱水費の支払い等はどのように行われますでしょうか。 (実績都度、月割、4半期割等)	入札公告時にお示します。
31	運営・維持管理に要する光熱水費	5	1	(1)	⑪	ア	(エ)		事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う、とありますが、期間中の見直しに関する考え方を教えてください。	光熱水費の対価は、物価変動による改定と使用量における計画と実需の乖離による改定を行うことを検討しています。 詳細は入札公告時にお示します。
32	光熱水費	5	1	(1)	⑪	ア	(エ)		光熱水費につきまして新設の施設であることから15年間の需要変動を見込むことが困難であるため改定規定を設けていただけませんか。(当初の2年間を実績確認の期間とし、その後規定を設定する等)	No.31の回答をご参照ください。
33	運営・維持管理に要する光熱水費	5	1	(1)	⑪	ア	(エ)		運営・維持管理に要する光熱水費はすべて事業者提案による金額を支払うとありますが、最近では値上がり非常に大きくなっており、20年先を見積ることは極めて困難と思われる。光熱水費の値上りを補正し、精算することはありますでしょうか？	No.31の回答をご参照ください。
34	光熱水費	5	1	(1)	⑪	ア	(エ)		新築施設の光熱水費を予測することは困難です。プール施設となると需要や気候に大きく左右されるため、さらに予測が難しくなります。事業者がリスクマネーを積んで事業費を圧迫することになりますので、光熱水費は実費を市負担として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
35	予定価格	5	1	(1)	⑪	ア			予定価格につきましては、入札公告時に開示予定でしょうか？ また、その際には、総額と併せて(ア)～(エ)の内訳をお示し頂けますでしょうか。	予定価格は入札公告時にお示します。 後段についてはご意見として承ります。
36	利用料金収入	5	1	(1)	⑪	イ	(ア)		利用料金収入については、事業計画書、事業者が提案する項目となりますでしょうか？ また、サービス対価の減額要因としてお考えでしょうか。	利用者から得る利用料金収入は、事業者が提案してください。 市は、運営・維持管理に要する費用から利用者から得る利用料金収入等を差し引いた額を運営・維持管理の対価として支払います。 なお、サービス購入料の算定方法は入札公告時にお示します。
37	自由提案事業	5	1	(1)	⑪	イ	(イ)		自由提案事業の収入については、事業計画書、事業者が提案する項目となりますでしょうか？ また、サービス対価の減額要因としてお考えでしょうか。	自由提案事業により得られる収入は、事業者が提案してください。 自由提案事業により得られる収入を運営・維持管理に要する費用に充当することは妨げません。 なお、サービス購入料の算定方法は入札公告時にお示します。
38	自由提案事業により得られる収入	5	1	(1)	⑪	イ	(イ)		「自由提案事業」を評価するにあたり、どのような評価基準で行われますか。事業期間、その他企業の与信、その他を具体的に示して下さい。	提案内容の評価方法(落札者決定基準)については、入札公告時にお示します。
39	自由提案事業により得られる収入	5	1	(1)	⑪	イ	(イ)		「自由提案事業」を選定するにあたり、事業期間はPFI事業期間内であれば宜しいでしょうか。また事業の状況に応じて、途中で事業を中止(撤退)した場合、市からのペナルティはございますか。	前段については、自由提案事業のうち附帯事業は貸付期間を本施設の引渡日から事業期間終了日までとしています。 後段については、事業者が提案内容を履行しない場合には、その事由等によっては市は事業者に対して何らかの措置を講じることが考えられますが、詳細は入札公告時にお示します。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
40	本事業に必要とされる根拠法令	5	1	(1)	⑬				適用法令等及び適用基準等は各業務の開始時点における最新のものを採用との記載がありますが、提案書提出時から運用開始までに法令変更により増減があった項目は精算されるとの認識でよろしいでしょうか？	本事業に直接関係する法令の新設・変更(税制度を除く。)により、事業者が増加費用が生じた場合は、その合理的な範囲を市が負担します。
41	募集及び選定の方法	6	2	(2)					落札者が失格となった場合、次点グループが落札者となるのでしょうか。	落札者が失格となっても次点者を繰り上げて落札者とすることはありません。
42	選定基準	6	1	(2)	①				予定価格(上限価格)の設定・公表はありますか。また設定がある場合、各業務毎の設定でしょうか。	No.35の回答をご参照ください。
43	プレゼンテーション	7	2	(3)					入札提出書類提出(R5年9月)以降、落札者の決定(R5年11月)までに、プレゼンテーションの機会は想定されておられますでしょうか。その形式等につきましては、できるだけ早期にご開示をお願いいたします。	応募者によるプレゼンテーションは実施する予定です。詳細は入札公告時にお示しします。
44	募集及び選定スケジュール	7	2	(3)					万一、事業者のやむを得ぬ都合で本事業から辞退する場合、貴市と基本協定を締結するまでは、貴市に対して違約金等発生することが無いとの理解でよろしいでしょうか。	神戸市契約規則に定める入札保証金や契約保証金、違約金等の取り扱いについては、入札公告時にお示しします。
45	事業契約の締結	7	2	(3)					落札者決定・公表(R5年11月)から事業契約の締結(R6年5月)まで半年程度の期間が設定されておりますが、設計協議を含めた事業期間の確保の観点から、もう少し早めに議会承認の場を調整いただけないでしょうか。	事業契約の締結は令和6年5月議会を予定しています。
46	意見交換会	9	2	(4)	③				意見交換会のイメージをご教示ください。参加希望者が実施方針、要求水準書案等をもとに何らかの資料を持参し、持参した資料等についてご意見を頂ける等のイメージよろしいでしょうか。	意見交換会の概要については、市ホームページで公開しています。意見交換会に資料を持参することは可能ですが、市の意見については、内容により判断いたします。
47	参加者との競争的対話	10	2	(4)	⑧				「対面方式による対話(競争的対話)の場を設ける」とありますが、競争的対話とは具体的にどういったものを予定されているのでしょうか？複数の入札予定グループとの同席の場となるのでしょうか？	競争的対話は、本事業への応募を検討している事業者と市が十分な意思疎通を図ることによって、市の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として実施する対話です。詳細は入札公告時にお示ししますが、複数の入札予定グループが同席することはありません。
48	入札参加グループの構成等	11	2	(5)	①	ア	(ウ)		設計・建設・工事監理・運営・維持管理業務以外の業務(その他業務)以外の、プロジェクトマネジメント業務等を行う企業も入札参加グループとしてお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設計・建設・工事監理・運営・維持管理業務以外の業務(その他業務)を担い、SPCに出資する法人は「構成員」とすることも可能であり、出資しない法人は「協力企業」とすることも可能です。
49	参加表明	11	2	(5)	①	ア	(ウ)		グループの構成について、参加表明時に構成員・協力企業の有無、担当業務を明らかにすることとありますが、要求水準に担当業務のない企業は参加できないということでしょうか。	No.48の回答をご参照ください。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
50	入札参加グループの構成等	11	2	(5)	①	ア	(ウ)		SPC管理等の業務を担当する者はいずれの立場で参加表明を行えばよろしいでしょうか。	No.48の回答をご参照ください。
51	入札参加グループの参加資格要件(共通)	11	2	(5)	①	イ	(イ)		「法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納してない者であること。」とありますが、納税証明書の提出が必要と思われますが、法人事業税は、兵庫県、法人市民税は神戸市の納税証明書が必要になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
52	入札参加グループの構成等	11	2	(5)	①	エ			スケートの運営・維持管理を行う企業は、特段参加資格要件が求められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
53	入札参加グループが備えるべき資格	11	2	(5)	①	ア			SPCから間接的に業務の受託・請負をし(構成員または協力企業からの再委託等)、かつSPCに出資することは可能でしょうか。また、その場合当該企業は構成員や協力企業ではなくその他出資者(基本協定書の締結者にはならない)となる認識で宜しいでしょうか。	前段については可能です。 後段についてはご理解の通りです。
54	入札参加グループが備えるべき資格	11	2	(5)	①	イ			FA業務やSPC管理業務を担う企業は、「イ 入札参加グループの参加資格要件(共通)」を満たせばよい認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
55	本施設の運営に係る参加資格要件	14	2	(5)	①	エ	(b)		屋内プール施設に係る1年以上の運営実績を有することと記載がありますが、長水路・短水路、関係なく運営実績があることと理解していいでしょうか。	ご理解の通りです。
56	本施設の維持管理に係る参加資格要件	14	2	(5)	①	オ			プール施設に係る1年以上の維持管理の実績と記載がありますが、維持管理の対象となる業務内容についてご教示願います。	プール施設全体の維持管理業務(ただし、清掃業務のみ、環境衛生管理業務のみ等個別業務のみを除く)の実績とします。
57	本施設の維持管理に係る参加資格要件	14	2	(5)	①	オ			屋内プールの維持管理実績のみが求められておりますが、屋内スケート場の維持管理実績は必要ありませんでしょうか？	屋内スケート場の維持管理実績は必須ではありません。
58	参加資格の確認等	14	2	(5)	②				代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合にも代替企業への変更をお認めいただけませんかでしょうか。	原文の通りとします。
59	予定価格	15	2	(6)	②				予定価格は入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.35の回答をご参照ください。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
60	著作権	15	2	(6)	④				「市は、本事業の評価結果公表時及びその他市が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できることとする、また、本事業の評価結果公表に必要な範囲で、落札者決定以外の入札参加グループの提案書の一部を無償で使用できることとする。」とありますが、使用範囲については市が事業者へ事前確認を取るものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	事業者となる特別目的会社(SPC)の設立等の要件	16	2	(7)	①	ウ			「SPCは、会社法に定める株式会社とし、神戸市内に設立するものとする」とありますが、施設引渡し後にSPCの本社所在地を本施設として登録することは可能でしょうか。	可能です。
62	事業者となる特別目的会社(SPC)の設立等の要件	16	2	(7)	①	ウ			特別目的会社(SPC)の所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。	No.61の回答をご参照ください。
63	出資割合	16	2	(7)	①	ウ			事業期間中に構成員間の出資割合の変更は可能でしょうか。	構成員によるSPCへの出資比率が2分の1を超え、代表企業の議決権保有割合が出資者中最大であることを満たすときは、株式の譲渡について相当の理由があると市が認める場合、株式の譲渡を認めることがあります。
64	出資割合	16	2	(7)	①	ウ			構成員以外からの50%未満の出資も認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能ですが、当該出資者の議決権保有割合は、全事業期間において全議決権の2分の1未満としてください。
65	出資割合	16	2	(7)	①	ウ			構成員以外からの50%未満の出資も認められる場合に、事業期間中に構成員と構成員以外の間の出資割合の変更は可能でしょうか。	No.63の回答をご参照ください。
66	出資割合	16	2	(7)	①	ウ			無議決権株式の発行は可能でしょうか。	可能です。
67	出資割合	16	2	(7)	①	ウ			無議決権株式の発行が可能な場合でも代表企業は出資者中で最大の出資比率である必要がありますでしょうか。	代表企業の議決権保有割合が出資者中最大であれば、必ずしも代表企業の出資比率が出資者中で最大である必要はありません。
68	契約手続き等	16	2	(7)	①	ウ			構成企業又は協力企業ではないものの、SPCに出資をする第三者出資は可能であるという理解でよろしいでしょうか。	No.64の回答をご参照ください。
69	航空法の高さ制限	18	4	(1)					対象敷地の地区計画等として、航空法第49条の高さ制限の確認が必要とありますが、その制限の内容について、関連資料等ご開示いただけないでしょうか。	事業者において関係機関にご確認ください。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
70	施設構成	18	4	(1)					概要 サブプール(夏季)はスタート台は必要でしょうか。	サブプールのスタート台は必須ではありません。
71	多目的更衣室	18	4	(1)					施設構成・その他に多目的更衣室、バリアフリートイレの記載がございますが、必要な個数や割合など、目安がございましたらご教授ください。	多目的室更衣室は通年プール、メインプール(メインリンク)に設置してください。 バリアフリートイレは、競技者用を1カ所(多目的更衣室内)以上、その他の来場者用を各階に1カ所以上設置してください。
72	施設構成	18	4	(1)					観客席は7000席を目標にするとの記載がありますが、7000席を満たさなくても要求水準未達にはならないという理解でよろしいでしょうか。	観客席は、固定席と仮設席を併せて7,000席以上とします。7,000席を満たさない場合は、要求水準未達とします。
73	施設構成	18	4	(1)					可動床の分割方法は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	施設構成	18	4	(1)					観客席の概要で固定席と併せて7,000席を目標とするとの記載がありますが、必須では無いとの認識でよろしいでしょうか？	No.72の回答をご参照ください。
75	施設構成	19	4	(1)					通年プールは、水温維持の加熱・冷却設備は必要でしょうか。	公認の取得及び快適な利用環境の整備にあたって必要であるため、水温調節設備は設置してください。
76	通年プールの水深	19	4	(1)					通年プールの「水深は一般利用、競泳利用に対応可能なものとする」とありますが、可動床機構を採用する必要がありますか？採用する必要がある場合は分割想定をご教示ください。	通年プールについては、可動床の整備は必須ではありませんが、水深調整が可能な方式を採用してください。可動床を整備する場合の分割方法は、事業者の提案によります。
77	外構・緑地	19	4	(1)					施設構成・外構に緑地の記載がございますが、緑地について整備する内容や面積など、規定がございましたらご教授ください。	神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第22条の規定による建築物等の緑化に関する基準(緑化基準)をご確認ください。
78	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 損害賠償	21	6	(1)	④				「PFI事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。」とありますが、損害賠償の算定方法について、予め市が想定されている基準がございましたら、お示し下さい。	現時点で想定している基準等はありません。 発生した事象に応じて適切な方法により損害賠償の額を算定します。
79	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 損害賠償	21	6	(1)	④				貴市に生じた損害の賠償範囲は通常損害の範囲内との認識でよろしいでしょうか。	No.78の回答を参照してください。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
80	リスク分担表(案)	24	別紙 1						市とPFI事業者の両方に○がついているものに関しては、負担割合は今後の協議によるという理解でよろしいでしょうか。	負担割合は入札公告時にお示しします。
81	リスク分担表(案) 1. 共通事項	24	別紙 1	1.					負担者の欄で市とPFI事業者の双方に○印が付いてる項目は協議のうえ負担者および負担割合を決定するとの認識でよろしいでしょうか？	No.80の回答をご参照ください。
82	リスク分担表(案) 法令変更	24	別紙 1	1.					日本水泳連盟が定めるプール公認規則や公認プール施設要領の変更により、更新時期ではないにも関わらず、機器のハードやソフトウェアの更新が必要になった場合等の費用は、法令変更該当するという理解でよろしいでしょうか	例示の場合は、法令変更ではなく、実施方針「別紙1.1.共通事項」の計画変更該当すると考えます。
83	リスク分担表(案) 税制度の変更	24	別紙 1	1.					法人税の変更によるものは、事業者の責によるものではありませんので、内容を鑑みて協議とさせていただきます。	法人税の変更によるサービス購入料の対価の変更はしません。
84	リスク分担表(案) 金利変動	24	別紙 1	1.					基準金利の定義を教え頂きたいのですが、基準金利確定後の金利変動リスクを民間で一方向的に負うことは難しいため、基準金利は変動・固定スワップレート等の金利を設定頂けると理解してよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
85	リスク分担表(案) 金利変動	24	別紙 1	1.					基準金利が確定するのは施設引渡日の数日前と理解してもよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
86	リスク分担表(案) 契約締結	24	別紙 1	1.					事業者の責によらず議会の承認が得られなかった場合は、事業者の負担とならないようお願いいたします。	ご意見として承ります。 なお、契約締結について議会の承認が得られなかった場合は、市と事業者のいずれの責めにも帰さない事項として、双方の負担と考えます。
87	リスク分担表(案) 契約締結	24	別紙 1	1.					「上記以外により事業契約が締結できない場合」については、市とPFI事業者又は民間収益事業者に○がついています。市とPFI事業者又は民間収益事業者の間のリスク分担についてご教授ください。	入札公告時にお示しします。
88	リスク分担表(案) 不可抗力	24	別紙 1	1.					不可抗力の説明について、途中で切れているように見受けられます。最初の1文について御教示ください。	不可抗力の説明は途中で切れていませんが、一部表現に誤りがあったため実施方針を修正します。
89	リスク分担表(案) 不可抗力	24	別紙 1	1.					第三者(利用者)による施設の損壊などは、不可抗力の対象になると考えられ、入札説明書や事業契約書等への記載・定義付をしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 なお、施設の損壊に関するリスク分担は実施方針「別紙13.運営・維持管理段階」の施設・備品の損傷・盗難等を確認してください。
90	リスク分担表(案) 不可抗力	24 ~25	別紙 1	1.					不可抗力リスク負担が市・PFI事業者の両方とされていますが、PFI事業者の負担は各業務に係るサービス対価(開業準備期間、運営・維持管理期間は年度のサービス対価)の1%を上限とする理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
91	リスク分担表(案) 不可抗力	24	別紙 1	1.					1共通事項の不可抗力について、「PFI事業」における負担でPFI事業者が○がついていますが、不可抗力はPFI事業者がコントロールすることができない事象ですが、○がついている理由をご教授ください。	不可抗力のリスクの大部分は市が負担しますが、不可抗力による損害を最小限に止める経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部を事業者が負担することを考えています。
92	リスク分担表(案) 用地	26	別紙 1	2.					予見できない土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物が発見された場合は、費用面だけではなく、工期の遅延についても事業者の責とならないようご配慮をお願いします。	予見できない土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物が発見された場合には、合理的な範囲で工期を延長します。
93	リスク分担表(案) 用地	26	別紙 1	2.					工事敷地が横溢と考えます。工事を安全かつ円滑に進めるため、仮設用地の支給若しくは貸与を敷地近傍にご用意いただくことは可能でしょうか。	仮設用地の支給若しくは貸与はできません。
94	リスク分担表(案) 用地	26	別紙 1	2.					用地について「市が事前に公表した資料に明示されているもの」とありますが、敷地内の既存地下躯体・既存杭の残置の有無を示す情報があれば提供ください。	敷地内の既存地下躯体・既存杭の残置の有無を示す資料はありません。
95	リスク分担表(案) 設計変更	26	別紙 1	2.					運営・維持管理段階前で、神戸市様の要求による設計変更により修繕費用の増加が発生する場合がありますが、事業契約書には、その費用の変更に関する条項があるとの理解で宜しいでしょうか	入札公告時にお示しします。
96	リスク分担表(案) 建設工事の遅延・ 未完工	26	別紙 1	2.					新型コロナ等の感染症またはウクライナ危機等地政学リスク等による物品の納期・工期遅延、それに伴う増加費用が生じた場合には、工期延長及び増加費用の市による負担を認めていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	納期・工期遅延に伴う増加費用について、市の責めに帰すべき事由による場合は市が負担し、不可抗力による場合は市と事業者の双方が負担します。
97	リスク分担表(案) 第三者賠償	26	別紙 1	2.					民間連合協定工事請負契約約款に準じて、施工に関して事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償する必要が生じた際、補償に要する費用については市が負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
98	リスク分担表(案) 段階建設工事の遅延・ 未完工	26	別紙 1	2.					建設工事の遅延・未完工が不可抗力による場合について、負担者が市と事業者どちらにも○がついていますが、神戸市の工事請負契約約款では、天候の不良等、必要があると認められるときは、発注者は、工期を延長しなければならないとなっています。どのような場合に事業者が負担しなければならないのでしょうか。	不可抗力による建設工事の遅延・未完工については、市と事業者の双方が負担します。
99	リスク分担表(案) 物価変動	26	別紙 1	2.					物価変動では、設計・建設期間中のインフレ・デフレについて、負担者が市と事業者どちらにも○がついていますが、これは神戸市の工事請負契約約款と同様に1000分の15については事業者負担で、市の負担はそれを超える額との認識でよろしいでしょうか。	設計・建設期間中のインフレ・デフレへの対応については、神戸市工事請負契約約款の内容に準じて設定することを検討しています。詳細は入札公告時にお示しします。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
100	リスク分担表(案) 物価変動	26	別紙 1	2.					建設工事費では、不可抗力による建設工事費の増大について、負担者が市と事業者どちらにも○がついていますが、これは神戸市の工事請負契約約款と同様に100分の1については、事業者負担で、市の負担はそれを超える額との認識でよろしいでしょうか。	不可抗力による建設工事費の増大への対応については、神戸市工事請負契約約款の内容に準じて設定することを検討しています。詳細は入札公告時にお示しします。
101	リスク分担表(案) 物価変動	26	別紙 1	2.					物価上昇リスクの負担について、全体スライド・単品スライド・インフレスライドが各種設定頂けると理解すればよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
102	リスク分担表(案) 施設瑕疵	27	別紙 1	3.					「隠れた瑕疵」について、その定義や瑕疵として扱う期間などの諸条件について御教示ください。	契約不適合については入札公告時にお示しします。
103	リスク分担表(案) 施設瑕疵	27	別紙 1	3.					物価変動に関する改定方法・条件について御教示ください。	入札公告時にお示しします。
104	リスク分担表(案) 物価変動	27	別紙 1	3.					運営・維持管理期間中のインフレ・デフレは、市と事業者の双方が負担者となっておりますが、具体的にどのような基準で変動対応を行うのかご教示ください。	入札公告時にお示しします。
105	リスク分担表(案) 光熱水費変動	27	別紙 1	3.					物価変動以外の要因による光熱水費の変動は、市と事業者の双方が負担者となっておりますが、物価変動による光熱水費の変動は貴市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	物価変動(運営・維持管理期間中のインフレ・デフレ)に起因する光熱水費の変動については、実施方針「別紙1 リスク分担表(案)」に示す通り、市・PFI事業者の双方が負担することを想定しています。
106	リスク分担表(案) 光熱水費変動	27	別紙 1	3.					物価変動以外の要因による光熱水費の変動について負担者が市・SPCとなっておりますが、昨今のような急激な上昇については、どちらが負担になりますか。	物価変動(運営・維持管理期間中のインフレ・デフレ)に起因する光熱水費の変動については、実施方針「別紙1 リスク分担表(案)」に示す通り、市・PFI事業者の双方が負担することを想定しています。
107	リスク分担表(案) 光熱水費変動	27	別紙 1	3.					物価変動の要因による光熱水費変動については、物価変動の項目に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
108	リスク分担表(案) 光熱水費変動	27	別紙 1	3.					光熱水費のリスク負担については、貴市及び事業者の双方に○がついていますが、具体的な負担の考え方イメージがあればご教示ください。	入札公告時にお示しします。
109	リスク分担表(案) 3. 運営管理段階	27	別紙 1	3.					光熱水費変動は物価変動以外の要因とありますが、具体的にはどのような事象をお考えでしょうか？ また、物価変動による光熱水費の変動のリスク負担はどちらでしょうか？	前段については、本施設の利用者数の変動や外気温の変動等を想定しています。 後段については、物価変動(運営・維持管理期間中のインフレ・デフレ)に起因する光熱水費の変動については、実施方針「別紙1 リスク分担表(案)」に示す通り、市・PFI事業者の双方が負担することを想定しています。

実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
110	リスク分担表(案) 施設・備品の損傷・ 盗難等	27	別紙 1	3.					不可抗力に起因する損傷等に関して、市と事業者の双方が負担者となっておりますが、どのような基準で整理されるのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
111	リスク分担表(案) 施設・備品の損傷	27	別紙 1	3.					不可抗力に起因する損傷等の負担方法・条件について御教示ください。	入札公告時にお示しします。